

保存期間：10年

資料	3-3
----	-----

## 国税のコンビニ納付とインターネット公売

## 国税のコンビニ納付の開始について

《納税者利便の向上の観点から、新たな納付手段を導入》

平成20年1月21日から、新たに40,000箇所を超えるコンビニ店舗で国税のコンビニ納付の取扱いを開始。

### ○ コンビニ納付の対象

国税のコンビニ納付を行うためには、バーコード付納付書が必要です。

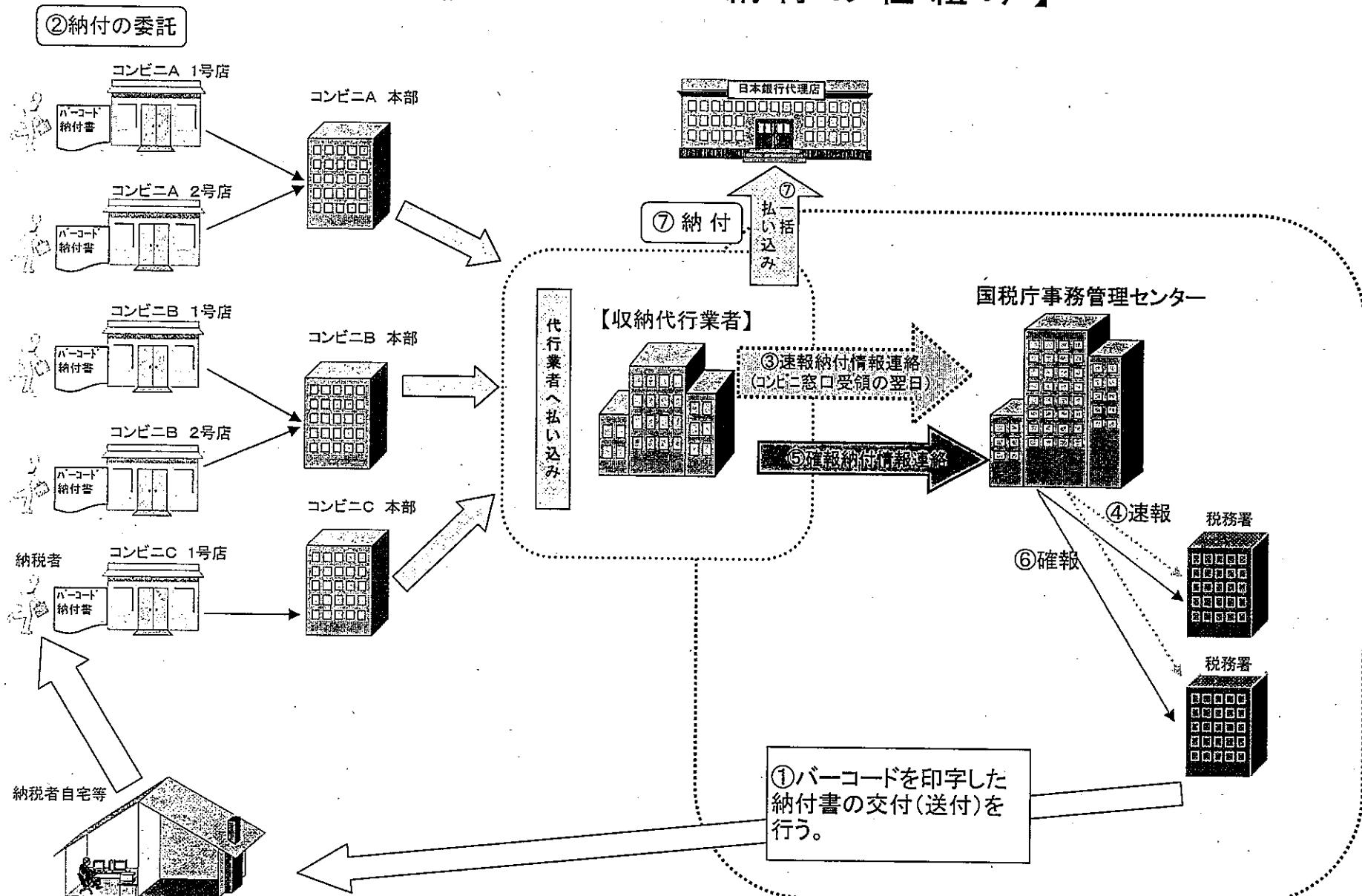
バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で次のような場合に税務署から発行されます。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税等）
- ② 督促・催告を行う場合（全税目）
- ③ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行の依頼があった場合（全税目）

### ○ 利用件数

最初の1月間（20.1.21～20.2.20）の利用件数は約3万件。

# 【国税のコンビニ納付の仕組み】



## インターネット公売の実施について

### ○ 「公売」とは

滞納となった税金を徴収するために納税者の財産を差し押された上で、その財産を強制的に売却する制度。

### ○ 「インターネット公売」とは

動産や不動産などの差押財産を民間業者のインターネットオークションサイトを利用してせり売りの方法によって行う公売であり、平成19年度から実施している。

公売会場に出向くことなく、また、実施期間は24時間インターネット上で買受申込みができるなど、利便性が高く、広く全国の買受希望者を募ることができるので、売却率の向上及び価額の上昇が期待できる。

### ○ 平成19年度の実施状況

平成19年度は、動産等を対象として3回、不動産等を対象として1回、計4回実施している。

	参加・買受申込状況		対象 物 件 数	売却物件の状況			価額の 上昇率
	参加申込	買受申込		物 件 数	見積価額	落札価額	
動産等	15,787人	4,774人	880 物件	743 物件	118 百万円	193 百万円	164.1%
不動産等	379人	133人	147 物件	50 物件	222 百万円	233 百万円	104.7%

※ 動産等とは、動産、有価証券等をいう。

※ 不動産等とは、不動産及び登録を要する自動車等をいう。

※ 上昇率とは、見積価額に対する落札価額の割合をいう。

※ 物件数は、複数の物件を一括して売却する場合（例えば土地と建物を一括して売却）は、合わせて1物件としている。

## ○ インターネット公売による利便性の向上

